生 徒 心 得（R４.４～）

生徒指導課

我々は、近き将来に社会の一員として民主社会建設の一端を担うに足る資質を習得するために学ぶ者であるとの自覚の下に、かかる者にふさわしい自主自立の精神をもって、われらの学校生活の秩序を維持するために、学校当局と協議を重ねつつ、自らの手で生徒心得を決定した。我々は、自らの行動に責任を負う者のみが自由を主張する権利を有するとの認識に立って、この心得を自らに課する。

第１章　風　　紀

１　我々は常に三井高等学校生徒としての誇りを保ち、本校発展のために各自大いに発奮し、いやしくも学校の体面を汚すようなことはしない。

２　男女互いに尊敬し助け合うとともに、男女交際はあくまで明朗かつ純真にして、学生たる信念を忘れてはならない。

３　禁止事項は次のとおりとする。

（１）暴力行為・脅迫行為・故意的な公共物の破壊及び汚損

（２）暴走行為

（３）破廉恥行為

（４）凶器及び用途不明の大金持参

（５）飲酒・喫煙（電子タバコ類も含む）・酒類及び喫煙具の所持他、法により禁じられた薬物の使用

（６）遊技場（パチンコ店等）・風俗営業店等への出入りやゲームセンター・カラオケ店等への不適切な出入り

（７）保護者の許可のない外泊、夜間（午後１０時以降）の外出

（８）始業時より終業時までの外出（ただし教師の許可ある場合は可）

（９）上靴、下靴の混用

(10) 学校生活に不必要な物の持ち込み

○化粧品類・・・ドライヤー、ヘアアイロン、口紅その他化粧品

○遊具類・・・カードゲーム等

○飲食類・・・ガム、菓子等、その他嗜好品

○雑誌類・・・マンガ本等、芸能誌等

４　頭髪は、髪の変形（パーマ、極端に髪の長さに差があるなどの奇抜な髪型、エクステンションの装着など）、染色・脱色は禁止する。また、化粧、マニュキュア、口紅、色付きリップクリーム、整髪料の使用は禁止とする。髪を結ぶ場合、使用するゴムは、飾りのない黒、紺、茶色のゴムとする。眉（まゆ）及びまつ毛については、自然なままとする。

５　制服は学校指定のものとする。

○制服の改造、手直しは一切認めない。また、ズボンを下げての着用、スカートを上げて（短くして）の着用は禁止する。

○セーター・ベストは、学校指定のものとする。

○夏用開襟シャツ下の肌着については、白・黒・紺、グレー、ベージュの無地（ワンポイント程度）とする。

○冬季着用のコート類については、華美でないものであれば、各自の物を着用して構わない。

○防寒具（マフラー、手袋等）の着用は、登校時、下校時のみ。ニットの帽子は認めない。尚、防寒具の校内での着用は認めない。

○通学の靴に関してはローファー（黒）とする。上履きは学校指定のものとする。ソックスは白、黒、紺の無地（ワンポイント程度は可）とする。タイツは、黒又は茶系統の無地とする。

○集会時、授業時には帽子及び防寒具を使用してはならない。（膝掛けについても同様。）

○通学バックは学校指定のものとする。

○やむを得ず規定外の服装をしなければならないときは、担任を通じて異装願を生徒指導課に提出し、許可を得る。

○イヤリング、ピアス、ネックレス、リング等の装飾具は身につけることを禁止する。また、ふたえのり（アイプチ等）、カラーコンタクトレンズ、まつ毛エクステンション（まつエク）も禁止とする。

○式典等（入学式、卒業式など学校が指定する式）においては、学校が指定する夏季正装もしくは冬季正装を必ず着用する。

第２章　礼　　儀

１　挨拶、言語、動作は、お互いに相手を尊重する態度に立ったものであること。

２　動作は機敏にし、日頃から規則正しい生活を心がける。

第３章　公共物の取扱い

１　生徒は校舎校具を破壊してはならない。また破壊しないように常に注意して行動すること。

２　校舎校具を破壊した場合、又はそれを発見した場合は速やかに学校側に申し出て適当な処置をとること。

３　校具使用は必ず責任教師の許可を得なければならない。

４　休日は原則として校具の使用を禁ずる。ただし、責任教師の許可があれば使用してもよい。

第４章　清　　掃

１　学校美化のため各自責任をもって各分担清掃区域の清掃にはげむこと。

２　ごみを散らかしたり、落書きをしてはならない。もし見つけた時は、進んできれいにすること。

第５章　登　下　校（交通関係）

１　登下校の際、交通法規を守ること。

２　下校時間については、前期（４月～９月）は１９時、後期（１０月～３月）は１８時とする。部活動については、１９時３０までを活動時間とし、２０時を完全下校とする。ただし、特別の場合は家庭と連絡のうえ、責任教師の許可があれば、この限りではない。

３　原付バイクの免許取得は、１年生の春休み以降とし、取得後は速やかにバイク免許取得届を生徒指導課に提出すること。２年生より、原付バイクでの通学許可の申請ができる。バイク通学を希望する者は、バイク通学許可願を生徒指導課へ提出し、許可を得ること。原則として通学距離は学校中心とした半径４㎞圏外とし、特別の事情がある場合については届け出ること。バイクの免許を取得した者は、学校が指定するバイク安全運転講習会へ必ず参加すること。バイク通学者で、学校が指定するバイク安全運転講習会へ参加しない者は、バイク通学を取り消す。ヘルメットについては、フルフェイス（登下校時以外も含む）を必ず着用し、色については華美でないものとする。また、道路交通法を遵守すること。

４　改造されているバイク（マフラー等）での通学は一切認めない。尚、通学に使用するバイクについては、スクータータイプ（ギア車は不可）とする。また、自動二輪の免許取得・自動二輪免許取得のための自動車学校への入校は、在学中は禁止する。

５　自転車で通学する場合、左側を１列進行し、傘の使用、二人乗りを禁止する。

６　自動車学校入校については、３年生の冬期休業開始日より入校を許可する。（入校許可願いを学校へ提出していない者は、自動車学校への入校を許可しない。）また、冬期休業開始日以前に自動車学校へ入校した場合、特別指導の対象とする。

第６章　出　欠　席

１　欠席（欠課、遅刻、早退）の連絡は、保護者が８時３０分までに学校へ連絡を入れること。

２　事前に連絡ができない場合は、事後速やかに連絡すること。

３　病気のため欠席が１週間を超える場合は医師の診断書を添えて届けること。

４　生徒の家庭に不幸や事故のあった場合は速やかに担任に届けること。

（注）忌引休業日　父母７日間　祖父母兄弟姉妹３日間　伯叔父母１日間

第７章　学　　習

１　学習は自主的であり真剣静粛、かつ明朗であること。

２　授業の始まる前に教室に入り準備をする。教師の来室が遅れたときは連絡を取り指示を待つこと。

３　みだりに席を移動させたり、自習時間に勝手に教室から出てはならない。

４　考査のときは次のことに留意すること。

（１）出席番号順に着席する。

（２）筆記用具の貸借は一切認めない。

（３）机の中に教科書、ノート、紙片等をおいてはならない。

（４）携帯電話等の持ち込みは禁止する。

第８章　集会、掲示、交友、携行品等

１　集会する場合、所定の時間に必ず集合し、集合運営の妨げにならないよう注意しあわなければならない。

２　掲示、放送による達示事項は常に注意してこれを守ること。また掲示を無断で抹消変更してはいけない。

３　校内における掲示、及び校内外における集会、会合は軽重によりそれぞれ生徒会、又は学校側の許可を受けなければならない。

４　校内における物品の販売寄附等については学校の許可を受けなければならない。

５　交際は常に礼儀を守り節度を保ち明朗にして粗暴の振る舞いがあってはならない。

６　金銭の貸し借りは絶対にしない。

７　生徒は常に学校が定めた生徒手帳を所持すること。

８　所持品を遺失又は遺失品を拾得した場合は速やかに担任又は生徒指導課に届け出ること。

第９章　携帯電話（スマートフォン）

１　電源を切った状態での持ち込みは認めるが、学校の敷地内で扱うことは、一切認めない。発見次第、預かる。

（指導内容：生徒心得１枚・反省文１枚）

２　預かった携帯電話は、その日の放課後以降、保護者に返却する。

３　１回目・担任指導、２回目学年生徒指導課指導、３回目生徒指導課指導、４回目以降は、指導拒否と捉え、生徒指導課会議を開き対応する。

４　保護者との緊急連絡等、特別な事情で使用が必要な場合、担任又は生徒指導課に届け出をし、許可を得ること。そして職員室等、指示された場所でのみ使用すること。

５　登下校中の使用については、マナー及び法令等を遵守すること。

６　携帯電話、もしくはインターネット上での他人を誹謗中傷する行為や不適切な投稿等については、内容によっては特別指導の対象とする。

第１０章　アルバイト

１　アルバイトについては、原則禁止とする。しかし、経済的な理由等で保護者から要請がある場合は、生徒指導主事が保護者と面談を行い、生徒指導課で審議の上、許可を出す。

２　出席状況や成績が思わしくない場合は、許可は出さない。

３　居酒屋やその他風俗営業、夜間に及ぶ労働、危険な労働などは認めない。許可されていない場所でのアルバイトが発見された場合、生徒指導課による特別指導の対象となる。また、許可なく無断でアルバイトをした場合も生徒指導課による指導の対象となる。

４　アルバイトが原因で生活習慣の乱れや成績の低下が見られた場合、許可を取り消す。

５　アルバイトは、金曜日、週休日、長期休業中に限る。時間は、２０時までとし、２１時までに帰宅すること。

第１１章　そ　の　他

１　校納金は、毎月２０日までに納入しなければならない。

２　校外団体に加わり又は団体をつくる場合には生徒指導主事に届け出て学校長の許可を得ること。

３　食堂の利用時間は、休み時間（１０分）、昼休み（４５分）に限る。